

平成 26 年 12 月 2 日

古河市長
菅谷憲一郎 殿

日本共産党市議会議員
秋 庭 繁

「古河市空き家等の適正管理に関する条例」制定について

今議会に、表題の議案第 93 号 「古河市空き家等の適正管理に関する条例」が上程されています。当市における空き家の戸数や問題点については、説明をいただき緊喫の課題と受け止めています。先月、国会において「空き家対策特措置法案」が可決されたこともあり、時期にかなったものと受け止めており、条例の条文等について異論はありません。

市内においても空き家に関する苦情が増えており、その問題処理で担当部署は苦慮されております。条文にもありますように、倒壊などの恐れのある危険な空き家は強制撤去の対象となります。その指定にあたっては、厳格で抑制的な対応が求められ、周辺住民や有識者などの客観的な意見を聞く協議会などを設けるなどの検討を要請します。

また、空き家の撤去が進まない理由に、解体費用に加えて、撤去後に固定資産税が 6 倍になる問題があります。この問題の対策について、国、県へ意見を上げるとともに、市としての解決策等を検討されることも併せて要請いたします。

空き家は、条例適用の危険なものだけでなく、有効活用できるものが少なくありません。どのような再生、活用方法があるかもまちづくりの重要な視点と考えています。先の国会答弁では、西村明宏国交副大臣が「国をあげて連携し、自治体をサポートすることが重要だ」と答えています。ぜひ、空き家活用と合わせて、条例の運用がされることを要請します。